

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 9 日

各 { 都道府県
指定都市
中 核 市 } 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課
こども家庭庁支援局
障 害 児 支 援 課

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る
障害福祉サービス等に係る利用料等の取扱いについて

令和 6 年能登半島地震による災害発生に関し、障害福祉サービス等に係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、障害福祉サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

- 1 障害福祉サービス等に係る利用料の支払いが困難な者については、関係法令の規定（※）に基づく利用料の支払いを猶予することができるものとする。

利用料の支払いの猶予を受けられる対象者の要件については、以下の例を参考にされたい。

（例）令和 6 年能登半島地震に伴う災害により、次のいずれかの申立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

なお、上記は利用料の支払いの猶予の判断に資するためにお示しするものであり、上記に該当しなくとも、必要な者については適切に利用料の支払いの

猶予がなされるよう特段の配慮を願いたい。

また、本取扱いの実施期間については、令和 6 年能登半島地震に伴う災害に係る他制度の利用料の支払いの猶予の例も参考にされたい。

2 障害福祉サービス事業所等における確認及び障害福祉サービス等報酬の請求等について

- (1) 障害福祉サービス事業所等においては、利用者の住所を確認するとともに、猶予が必要と考えられる者の住家や主たる生計維持者の状況等を介護給付費等の請求に関する書類等に簡潔に記録しておくこと。
- (2) 利用料の支払いを猶予した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。

3 障害福祉サービス事業所等において利用料の支払いが猶予され、費用の 10 割が審査支払機関等へ請求された場合について、市町村又は都道府県は、その判断により、利用者からの申請を待つことなく、利用料を免除することができるものとする。

4 なお、障害者支援施設等における食費・居住費の自己負担分の取扱いについては、現行どおりであること。

5 自立支援医療、補装具費、肢体不自由児通所医療、障害児入所医療及び療養介護医療についても同様に取り扱うこと。

なお、地域生活支援事業の実施に当たっても、必要なサービスが円滑に提供されるよう、関係市町村が相互に十分連携の上、柔軟に対応されたい。

(※) 1 の関係法令の規定

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 21 条（第 43 条第 1 項及び第 2 項、第 136 条、第 216 条の 12 並びに第 206 条の 20 において準用する場合を含む。）、第 54 条、第 82 条、第 120 条、第 159 条（第 184 条、第 197 条、第 202 条及び第 206 条において準用する場合を含む。）、第 170 条及び第 210 条の 4（第 213 条の 11 及び第 213 条の 22 において準用する場合を含む。）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）第 19 条
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）第 17 条（第 45 条において準用する場合を含む。）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画

相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 12 条

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）第 23 条、第 60 条、第 70 条及び第 71 条の 12（第 79 条において準用する場合を含む。）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）第 17 条及び第 54 条
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 12 条 等

以上